

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	恵庭市 国保資格賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

恵庭市は、国保資格・賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道恵庭市長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国保資格・賦課業務
②事務の概要	<p>国民健康保険法の規定に従い、以下の業務について特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①国民健康保険被保険者の資格取得、資格喪失に係る事務 ②被保険者資格確認証等の交付、再交付、返還または更新に係る事務 ③被保険者及び世帯主の氏名変更、世帯変更に係る事務 ④修学中の者、病院、障がい者支援施設または障がい者入所施設等に入所または入院中の者に関する届出の受理及び確認に係る事務 ⑤国民健康保険税の賦課に係る事務 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p>
③システムの名称	国民健康保険管理(資格・賦課)システム、国保総合(国保集約)システム、団体内統合宛名(連携)システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国保管理(資格・賦課)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第44項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第44項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、5、6、27、38、42、48、56、65、69、70、71、83、87、115、125、131、137、141の項</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表の44の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 49、69、70、71の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 国保医療課
②所長等の役職名	国保医療課長

②所属長の役職名	国保医療課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北海道恵庭市京町1番地 総務部 情報政策室情報政策課 電話番号 0123-33-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北海道恵庭市京町1番地 保健福祉部 国保医療課 電話番号 0123-33-3131
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月18日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月18日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する <input type="checkbox"/> 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	様式に「IV リスク対策」を追加	—	評価書の内容のとおり。		様式の変更による。
令和1年6月28日	様式の変更(Ⅰ-5-②)評価実施機関における担当部署②所属長→所属長の役職名	国保医療課長 大西 隆行	国保医療課長		様式の変更による。
令和1年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月28日時点	令和1年12月18日時点		再実施による。
令和1年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月28日時点	令和1年12月18日時点		再実施による。
令和2年6月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	—	評価書の内容のとおり。		オンライン資格確認の準備業務による。
令和2年6月29日	I 関連情報 2. 個人番号の利用	—	評価書の内容のとおり。		オンライン資格確認の準備業務による。
令和2年6月29日	I 関連情報 3. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	—	評価書の内容のとおり。		オンライン資格確認の準備業務による。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		番号法改正による号ズレの修正。
令和7年2月29日	I 関連情報 2. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項及び別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第44項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第44項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年2月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠(1.2.3.4.5.17.22.26.27.30.33.39.42.43.46.58.62.80.87.93.97.106の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1.2.24条) 【情報照会の根拠】 ・別表第二における情報照会の根拠(27.42.43.44.45) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第24.25条) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1. 2. 3. 5. 6. 27. 38. 42. 46. 56. 65. 69. 70. 71. 83. 87. 115. 125. 131. 137. 141の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表の44の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 49. 69. 70. 71の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年2月28日	IV 8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密的なガイドラインに依り、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和7年2月29日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和7年2月29日	IV 11 当該対策は十分か【再掲】		・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を実施している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加